

欧州の温暖化対策にかんする調査報告

2008年4月18日

欧州の温暖化対策にかんする日本共産党調査団

はじめに

欧州の温暖化対策の実情を調べるため、ドイツ、イギリス、欧州連合（EU）において、3月10日（月）から19日（水）までの10日間にわたって、各国政府当局、欧州委員会（環境総局）、ドイツの州・市当局、イギリスの財界団体、および各国駐在日本大使館・欧州代表部などと懇談・調査、関係箇所の現地視察を行いました。

訪問の時期は、洞爺湖サミットに向けて地球温暖化問題を議論するG20対話会合（幕張）の日程と一部重なり、またイギリス議会は気候変動法案の審議の最中であったこと、さらにイースター休暇直前ではありましたが、どこでも日程をやりくりして暖かく迎えてくれました。委員会質問直前だったイギリスの国会議員も、懇談の時間を確保してくれ、あいさつを交わした後、その場で渡した英文の質問項目に即して丁寧に回答したうえで、「残った質問については、追ってメールで回答する」と非常に誠意ある対応でした。

いずれの懇談・調査でも日本共産党が、ヨーロッパの先進的な取り組みをつかんで、それを参考に、洞爺湖サミットに向けて日本政府に提言したいというたいへん歓迎されました。温暖化対策のあり方ではほぼ一致し、各国の基本的立場、取り組み、今後の課題など、直接つかむことができました。また、各国の政府、産業界をはじめ関係者との新しい関係を築くことができるなど、貴重な財産となりました。この調査のためにご協力いただいた皆様に、心より感謝を申し上げます。

今回の報告は、その欧州での調査の概要、そのなかで明らかになった点、検討すべき問題点、主な質問への回答などを、まとめたものです。今後の地球温暖化対策に、資するものとなれば幸いです。

団長	笠井亮	衆議院議員
団員	岡崎衆史	「しんぶん赤旗」ロンドン特派員
	同 梶浩一	国会議員団事務局（笠井亮衆議院議員秘書）
	同 小島良一	党国際局員
	同 坂口明	「しんぶん赤旗」政治部記者
	同 佐々木勝吉	国会議員団事務局（市田忠義参議院議員秘書）
	同 佐藤洋	党政策委員
	同 田代忠利	党国際局次長

（団員名は50音順）

目 次

	ページ
はじめに	…… 1
目次	…… 2
【第1部】 全体を通じてのまとめ	
1、調査の目的	…… 3
2、主な訪問先の一覧	…… 5
3、調査を通じて分かったこと	…… 8
A、調査についての全体の評価	…… 8
B、各分野についての調査結果のポイント	…… 10
1) 中長期目標の設定	…… 10
2) 社会的合意の形成	…… 10
3) 持続不可能な生産・消費スタイルの見直し	…… 11
4) 各国財界の姿勢と戦略	…… 11
5) 温室効果ガス削減のための公的協定	…… 12
6) 環境税	…… 13
7) 排出量取引	…… 13
8) 企業が規制の緩い国へ逃げ出す懸念について	…… 15
9) 自然エネルギー（再生可能エネルギー）	…… 15
10) 原発の位置づけ	…… 16
11) 炭素回収・貯留技術	…… 16
12) 自動車交通の削減や、エネルギー消費を減らすまちづくり	…… 17
13) 軍事と温室効果ガスの排出	…… 17
14) アメリカの今後の動きなどについての見方	…… 17
15) 日本に対する期待	…… 18
16) 長期的な削減にむけての考え方	…… 19
【第2部】 資料	
I、EU 排出量取引等経済的手法ユニット（環境総局）の書面回答	…… 20
II、EU の新しい持続可能な発展戦略	…… 33
III、ドイツ連邦産業技術省の書面回答	…… 41
IV、気候保全に関するドイツ連邦政府とドイツ産業界との協定	…… 43
V、ドイツ各産業分野の気候保全声明	…… 47
VI、イギリスのモデル気候変動包括協定	…… 48
VII、イギリスの業種別削減目標	…… 53

【第1部】

1、調査の目的

今日、地球温暖化から人類の未来をいかに救うかが、世界でも日本でも焦眉の課題となっている。今年、京都議定書の目標達成のための第一約束期間（2008—12年）の初年に当たり、7月には洞爺湖サミットが予定されている。京都議定書の議長国である日本は、京都議定書で約束した温暖化ガスの削減目標を達成するとともに、約束期間後の取り組みについて、地球環境を守る国際的責務を果たすことが強く求められている。

こうした観点から、党としての提言作成に資するよう、ドイツ、イギリスおよびEU（欧州連合）本部を訪れ、欧州における先進的な取り組みをつかむことをめざした。

訪欧前に、調査団として在日のドイツ、イギリス大使館、EU代表部を訪問し、協力を要請したのにたいし、いずれも、「あなた方が訪問されるタイミングは完璧だ。この問題を国会で取り上げるのは意味があることだ」などと歓迎し、積極的に応じてくれた。

地球温暖化を抑制し、持続可能な環境・経済・社会を実現するために、欧州と比較しつつ、次のような点を見極める必要があると考えた。

- 日本とEUは、ともに基本法上又は地球温暖化対策上は、「持続可能な発展」をかかげているが、日本はより理念的にとどまり、いまだに経済発展優先の姿勢が強い。他方、EUやドイツ、イギリスなどがより積極的に環境戦略を打ち出している理由は何か。
- EUは、土壌や水とともに気候も公共財ととらえ、温暖化を進行させるCO₂の削減に力を注いでいるが、日本では気候が公共財であるという考え方がまだ薄い。欧州において、気候を公共財ととらえる考え方の基本は何か。
- 日本の産業界は、全排出量の約80%を企業活動が占めているにもかかわらず、消費者・市民にも「公平な」役割分担を求め、自主的な対策を迫っている。産業界にたいして社会的責任を果たさせるルールがないので、産業界自身も発展戦略を構築できないのではないか。また日本における「持続可能な発展」の議論は、日本の経済発展が持続できるようにするために、相手国に技術や施策を提供するというだけのものにゆがめられているのではないか。
- 日本では、温室効果ガス削減の中期目標設定も、実効ある経済的手法の導入も、なかなか打ち出せないでいる。他方、EU諸国では、積極的な提起が国民、産業界、行政の社会的合意のなかで形成されており、そのプロセスでも産業界が果たす責任と役

割に違いが出ているのではないか。

- 日本では、国際競争力の低下や経済活動への統制、コスト増を理由に、排出量取引制度や環境税の導入、再生可能エネルギーの買取の義務付けなどが進展しない。EUは加盟国の国際競争力を維持しながら、経済の発展と雇用の拡大をするチャンスととらえている。ここに、「持続可能な発展」の戦略の違いがでていないか。
- EUにおいては、地球温暖化問題を通じて、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会のあり方をどう見直し、転換しようとしているか。政府の役割、経済成長、都市のあり方などをめぐっても、どのように考え方を変える議論がおこなわれているか。

以上の問題意識を踏まえて、今回の欧州調査では、地球温暖化対策をめぐる、①温暖化抑制に関する国・自治体の戦略、目標、政策、②経済界の役割と政府との公的協定、③市民による再生可能エネルギー普及の取り組み、身近な個別政策、国民各層の合意をかちとるためのプロセス、④環境税、排出量取引など経済的手法の現状と経験などについて、調査、懇談等を期待した。

2、主な訪問先の一覧

3月8日(土)

成田空港から出発

3月10日(月)

ドイツ 環境・自然保護・原子力安全省 (原子力政策、気候変動防止の国際的枠組み、気候変動の国内政策、再生可能エネルギー、環境税の5テーマごとに個別に)

- ゲオルク・マウエ 環境・エネルギー・気候変動問題担当
- ウルスラ・フンテス 気候変動防止・国際政策担当
- ベルトアクセル・スツェリンスキ 国際機関協力課長
- カイ・シュレーゲルミルヒ 再生可能エネルギー担当
- カロリン・ツェルガー 国際協力基本問題担当
- ルーベン・ミュラー 国際・欧州環境政策研究所フェロー

外務省 国際炭素行動パートナーシップ (ICAP)・プロジェクト

- マルティン・ベルクフェルダール ICAPプロジェクト・マネージャー
- アレクサンダー・シェーンフェルダール 国際エネルギー政策担当

3月11日(火)

ドイツ 連邦議会 (議事堂の気候変動対策等を視察)

- ベルント・ツィンマーマン

環境・自然保護・原子力安全委員会 事務局長

連邦議会 環境・自然保護・原子力安全委員会

- エバ・ブリングシュレーター 副委員長 (左翼党)

ベルリン中央駅 (気候変動対策を視察)

経済技術省 (気候変動防止にかかわる政府と産業界の協定)

- ベルナー・レッシング 資源政策局次長

在独日本大使館との懇談

- 森元誠二 公使
- 藤山美典 公使

3月12日(水)

ドイツ ベルリン市内で視察・懇談

3月13日(木)

ドイツ バイエルン州ザウアーラッハ市 (市長らと懇談、再生可能エネルギー活用について現地視察)

○ワルター・ジグル 市長 (キリスト教社会同盟＝CSU)

○マルティン・ステルフリンガー 環境・エネルギー問題担当

在ミュンヘン日本総領事館

○丸山茂治 総領事

バイエルン州政府・農林省 (植物再生原料など再生可能エネルギー活用)

○ルーペルト・シェーファー 課長 (農業研究・再生原料担当)

3月14日(金)

ドイツ フライブルク市 (市を代表する州・市議会議員らと懇談、交通政策について)

○ベルンハルト・シェツレ

バーデンビュルテンベルク州議員 兼 フライブルク市議

○パウル・ベルト 市議 兼 都市計画局副局長

○ペーター・シック 市交通計画課職員

同市ボーバン地区 (ソーラー計画、車のない街づくりなどを視察)

○ユルゲン・ハートウィヒ 都市計画家

3月15日(土)

ドイツ フライブルク市在住の環境問題研究者・今泉みね子氏

同市郊外の「黒い森」 (視察)

3月16日(日)

イギリス ロンドンの交通政策 (視察)

3月17日(月)

イギリス 在英日本大使館

○高岡正人 公使

英国議会下院 環境監査特別委員会

○デーヴィッド・チェイター 下院議員 (労働党)

環境・食糧・農村地域省 (Defra) (気候変動税、政府と企業間の気候変動協定などについて各担当者)

○メーベル・ワノゴ 気候変動協定チームリーダー

○クリス・ドッドウェル 国際気候変動 戦略・キャンペーン責任者

○ペニー・ダンバビン エネルギー効率チーム 上級科学官

- ラシ・パサー 炭素削減約束チーム担当
- ショーン・スミス 炭素削減約束チーム担当

3月18日(火)

イギリス 英国産業連盟 (CBI)

- マシュー・ファロー環境課長

ロンドンの交通政策 (混雑税、自転車レーンなど視察)

ロンドン排出権取引所 (シティー)

- パトリック・バーレイ社長

3月19日(水)

ベルギー 在EU日本代表部

- 山本啓司 大使

欧州委員会・環境総局 (EUの気候変動対策、国際交渉などについて)

- イボン・スリンゲンベルク 排出量取引等経済的手法ユニット責任者 (オランダ出身)

- サイモン・マール 排出量取引等経済的手法担当 (ドイツ出身)

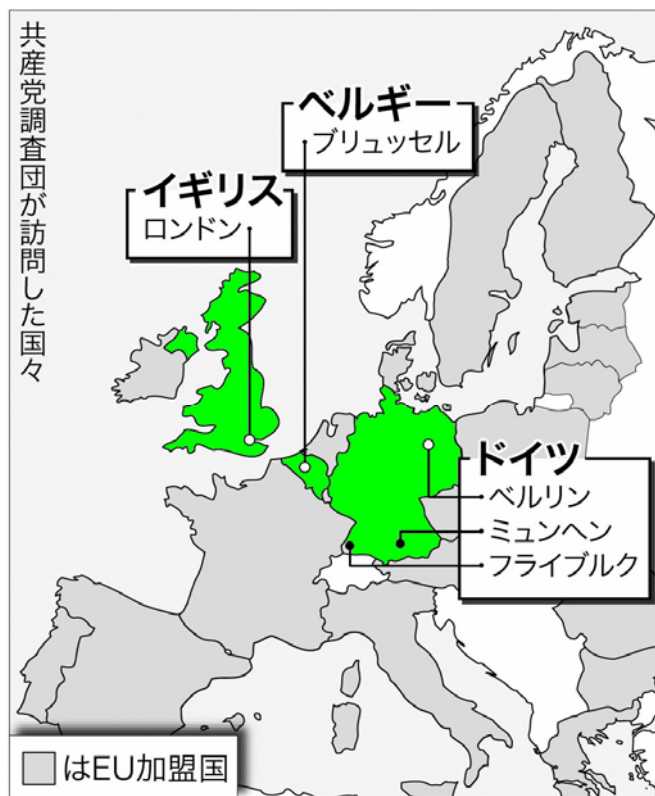
- ナタリー・ドルト 派遣員 (排出量取引等経済的手法担当—カナダ出身)

3月20日(木)

ベルギーから帰路へ

3月21日(金)

成田空港に帰着



3、調査を通じてわかったこと

訪問先の一覧であげたように、調査団は3カ国、合計24カ所をたずね、聴取・懇談・視察をあわせて29回にのぼった。その調査を通じてわかったことを、以下にのべる。

A、調査についての全体の評価

今回の調査を通じて、地球温暖化対策にとりくむヨーロッパと日本の基本的姿勢の違い、日本の政府や財界が立ち遅れているというより、むしろ顔の向きが逆になっていることを一同痛感させられた。

① 地球の気候変動の重大性を認識し、緊迫感をもって取り組んでいる

世界の科学者が協力して温暖化の被害や抑制策を検討したIPCC（気候変動に関する政府間パネル）報告や、温暖化を放置すれば世界のGDPの20%にも達する損失が生じるが今から対策をとればGDPの1%程度のコストで抑制できるというスターン報告の内容が、真剣に語られ、とりくみの大前提になっている。「気候変動は否定し得ない現実であり、今後の気温上昇を産業革命時比で2度以内に抑えることが至上命令であり、そのために先進国が率先して温室効果ガスの大幅削減をする必要がある」という認識と共通の決意が口々に語られた。だからこそ、先進国が「野心的な削減目標」（2020年、2050年）を掲げ、それは必ずやりきらなければならない、一国ではなく欧州全体あるいは全世界が一致してとりくまなければならないという立場が確固としている。科学的知見にもとづいた政治の強力なリーダーシップのもとで、「果敢な模索と実験・実践」が取り組まれていることを目の当たりにした。それがいつも必ず成功するとは限らず、各国政府、産業界が率直な模索と葛藤、試行錯誤をしている姿を垣間見る場面もあった。

総じて欧州では、地球環境の不可逆的な破壊を回避する最大限の努力を払おうとしている。EUの基本文書では「新しい産業革命」と位置づけている。ところが日本では、結果としてできなくても仕方がないというのが政府の状況で、日本経団連の反対で中期の削減目標もまだ決められない。目先の利益優先で「あとは野となれ山となれ」という態度とは対照的であることを痛感した。

② 政府がきちんとしたルールを作り、削減目標達成の具体的手立てがとられている

国民一人一人の努力はもちろん大事だが、全体の目標を達成するうえでは、電力・鉄鋼など大量排出源の大企業・財界がきちんとやることが一番の鍵となっている。ヨーロッパの主要国では、政府が中長期の拘束力ある削減目標を明確に定め、それを達成するため、ル

ールをきちんとつくり、産業界との協定を結んで削減させるようにしている。

それが、絶対的目標を達成する手段として位置づけられ、環境税、排出量取引などとあいまって、実際に削減に成功している。しかも、協定や政策の実施状況をモニターし検証するメカニズム（主に独立の研究機関による）が確立し、罰則なども定めて確実な実施が担保されている。日本の経団連の「自主行動計画」が、削減目標を達成できなくてもお咎めなしであるのとは、まったく違う。

③ 「持続可能な発展戦略」のもとに温暖化対策をつうじて社会のあり方を変える

EUでは、「持続可能な発展戦略」がすえられ、その最上位に気候変動対策がおかれている。もちろん、そのなかでも、各国毎に違いもある。「環境先進国」のドイツは、脱原発のもとで市民運動が中心となって再生可能エネルギーの大幅導入をすすめている。「環境政策立案急進国」のイギリスでは、市民運動の広がりとともに、産業界のトップを中核としたトップダウン方式の気候変動対策がすすめられていることが、際立っていた。同時に共通しているのは、気候変動が地球全体の「持続可能な発展」に深くかかわり、大気環境を持続可能な公共財ととらえて、気候変動対策にあたっているという姿勢である。

ドイツでは、自分たちのライフスタイルを守っていこうという姿勢も際立った。懇談先の部屋は昼間点灯せず、むしろ薄暗いくらいだったし、商店は日曜日休業、6時には閉店、24時間営業のコンビニもない。エレベーターにはドアを閉じるボタンがない。1970～80年代にゴミ問題、酸性雨などを契機に、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済システムを修正して循環型社会の方向に踏み出し、それが脱原発の運動などをへて、気候変動問題、エネルギー問題を通じて、とりくみがいつそう深まっていると見られる。

④ 日本に対するいらだちと、私たちの外交活動の新たな可能性

人類にとって待ったなしの課題で、ヨーロッパでは、資本主義の枠内でも、長期的視野に立って国際的な民主的規制、ルールづくりがめざされていることは重要である。こうした立場から、欧州諸国は、京都議定書の第一約束期間（2008～12年）後に向けて、国際的にも積極的なイニシアチブを発揮しようとしている。2013年以降の温暖化防止の新たな国際協定は、京都議定書の合意と実践から断絶したのではなく、それらのうえに構築されるべきものとのコンセンサスがある。その認識に基づいて、今後の欧州としての政策、提案が立案されている。

それだけに、本来、日本が果たすべき役割と責任にたいする期待が大きく、あちこちで、「日本政府の対応はどうか、どうするつもりか」と調査団にたいして逆質問が寄せられた。そうした彼らからみて、余りに遅れ、顔の向きが違う日本の政治への苛立ちがある。

だからこそ、この問題を重視し、共通する立場を確認できた日本共産党にたいして注目と期待が寄せられ、折しもイラク戦争開始5年、新たな分野で我々の野党外交の端緒を開くことができた。

日本共産党が、科学的知見にたつて気候変動問題に緊迫感をもって臨み、絶対的目標達成のために中期目標を早期に設定し、実効ある公的協定の締結や排出量取引制度の導入を積極的に提言するつもりであることをのべると、どこでも大きな共感が寄せられ、今後の継続的な意見交換の希望が表明された。

欧州委員会環境総局からは、「限られた時間なので実のある意見交換をしたい」と、事前に送った質問項目にたいして文書で19ページにもわたる回答（質問事項分4ページをふくむ）があり、懇談のさい、「あなたがたが出す政策提言を知らせてほしい。今後もコンタクトをとっていききたい」との希望が寄せられた。ドイツ経済技術省からも、書面での回答が渡され、イギリスの環境・食糧・農村地域省からも、欧州滞在中にメールで追加回答が送られてきた。

B、各分野についての調査結果のポイント

1) 中長期目標の設定

I P C C 報告やスターン報告にもられた科学的知見に合致し、先進国としての役割にふさわしい中長期の目標が設定され、現在、その達成のための法制化が急ピッチで進められている。

イギリスでは1997年のブレア政権誕生後、イギリスが気候変動防止を最優先課題とし、温室効果ガスの削減を世界で初めて法的に義務化する気候変動法案の成立をめざして、現在も議会審議が続いている。そのなかで2020年までに1990年比26～32%削減の中期削減目標を掲げ、さらに2050年までの削減目標を原案の60%から80%に引き上げる方向が審議のなかで強まっている（英議会下院のチェイター環境監査特別委員会委員）。

ドイツも2050年までに80%削減することをめざしている。2020年までに40%削減するための総合的な法制化が、ことし5月を目処に進んでいる。

欧州委員会では1月末に、2020年までにCO₂を20%削減し、再生可能エネルギーの占める割合を20%にする目標を具体化する包括的政策案を採択した。欧州委員会環境総局では、「EUが2050年までに世界で半減、先進国で60～80%の削減をめざし、中期目標として2020年までに20%、他の先進国が同様の政策をとる場合は30%という削減の絶対目標を掲げている」（スリンゲンベルク 責任者）として、国際交渉でリーダーシップの維持を図っている。「途上国が加わる温暖化防止体制を築くためにも先進国が責任を果たさねばならない」と強調していた。

2) 社会的合意の形成

ドイツでは「環境運動は下から起きた。理念は国民がつくった」、「それを連邦政府が取り

入れ実行した」(環境省ミュラー氏)と強調していた。そのうえで「長期的な、世紀にわたる単位で考えるという認識が広がっている」(同マウエ氏)という指摘があった。

EUでは、気候変動問題について、京都議定書以前から多くの関心を集めており、「全面的なコンセンサスに到達しているとは考えていないが、気候変動問題で人々は何かしなければならぬという理解はもっている。一般国民からも気候変動について全般的に対処することに支持がある。アル・ゴアの映画や、アル・ゴアと IPCC にノーベル平和賞が与えられたことで、EUの前回の春の会議で真剣な議論をしなければというコンセンサスが生じた」(環境総局スリンゲンベルク課長)という。スターン報告によって、今行動しなければ、後でもっと高くつくということが、より理解しやすくなっているとのことである。

3) 持続不可能な生産・消費スタイルの見直し

我々の問いかけにたいして、「利潤第一の考え方では温暖化はとめられない。社会システムの根本的変革が必要だ」(ドイツ連邦議会、環境・自然保護・原子力安全委員会副委員長＝左翼党)とのべたほか、「ドイツのとりくみを見てきて、いろんな対策をとることは必要だが、結局のところ儲け本位の社会システムそのものを変えないと根本的には変わらない」(フライブルク在住の今泉氏)というストレートな回答もあった。

同時に、欧州委員会環境総局からは、「冷蔵庫の効率性に関するEU指令はこうなっている」という答えが返ってくるなど、彼らにしてみると、今日の段階では、もはや理念の問題ではなく現実政策の段階の問題になっていると感じられた。

4) 各国財界の姿勢と戦略

英産業連盟(CBI)とは初めて会ったが、「現状よりはるかに強い切迫感が必要だ」とする報告書をみずから出し、政府・産業界・消費者が一体になったとりくみをよびかけている。懇談のなかで「ビジネスと進歩のための好機であり、経済成長と排出削減は両立できる」、「気候変動問題の解決には産業界の果たす役割が決定的だ」(ファロー課長)と語った。財界そのものの姿勢として、「社会的責任から必ずやる」と、むしろ対策をたてる中心になっていると受け止めた。「気候変動に対する強固かつ早期の対策を行うことによる便益は、そのコストを上回る」(スターン報告)という立場で、新たなビジネスチャンスととらえ、「長期的利益」を重視している。産業革命発祥の地イギリスで、こうした立場でのとりくみがすすんでいることを注目した。先方から調査団の活動成果への期待がのべられた。

ドイツでも、産業界には再生可能エネルギーの拡大の見通しについて「うまくいくかどうか疑問がある」という声がある一方、EUの排出量取引での全面オークション化への意向に不満をしめしつつも、「決められたことは必ずやる」と社会的責任を果たす姿勢を明確にしている。ドイツ政府の側も、2020年までに40%削減する中期目標を実現するため、環境に配慮した産業づくりをすすめながら、「短期ではなく長期的な利益を追求する考え方が社会に広がっている。15年前から経済が成長しても温室効果ガス排出増加と結びつかない

状況が起きている」、「拘束力のある措置が大事。産業界との自主協定があるが、効率的なものを普及していくにも、政治の主導が大事だ」（環境・自然保護・原子力安全省）としていた。同時に、イギリスに比べて自動車産業など製造業が強く、産業界は、短期的にみれば気候変動対策は不利だと思いつながら、やらなければならない課題だとみて、エネルギー効率の改善等を通じて「長期的利益」をあげることを狙って努力しているようにも感じられた。

5) 温室効果ガス削減のための公的協定

ドイツでは、かつて連邦政府による 25%削減計画やエコ税制改革を打ち出したが、当初は産業界が反対し、自主規制方式を通していった。しかし、環境保護団体などから強い批判の声が出され、2000年に政府と19の産業団体との間で協定が締結された。業界毎に取り決めがなされ、国際競争力を維持しながら、経済成長も可能にし、効率的にCO₂を削減していくというもの。この協定によって、ドイツ産業界は、2012年までに21%削減するという自主目標をさらに上乗せして、原単位あたり35%削減するという目標を打ち出している。独立研究機関が協定遵守状況を監視し、違反企業には、エネルギー税制上の優遇撤廃などきびしい措置を課すことで、目標履行を図っていることがわかった。2013年以降、新たな協定が結ばれるのかについては、担当者から、排出量取引と競合する点もあると、難しい面にも言及があった。

イギリスの気候変動協定は、政府と50以上の産業セクター毎に結ばれ、これには6000企業が参加している。高い削減目標を持ち、削減効果の高い協定で「2006年までに20の部門で生産を増大させながらCO₂排出を減らした」とされている。エネルギー集約部門の協定参加企業には、気候変動税（環境税）の80%減税という優遇措置が実施されており、このことに国民の理解が得られているのか検討が必要だと感じた。実際、協定の存在については、あまり国民にも知られておらず、担当者も、自分がいまの役職につくまでは知らなかったと語ったのは印象的である。2013年以降も当然、減税などの措置がある以上、なんらかの手直しがあっても継続されるという見通しが示されたのは、ドイツと対照的である。13年以降の新しい協定は、エネルギー効率の引き上げ目標だけでなく、絶対的な削減目標を持つものにすべきであるという議論もあり、産業界と協議しているが、政府が押し付けるものではなく、自主的なものなのでどうなるかはこれからだそうである。

日本の経団連の「自主行動計画」と違い、遵守しなければ、減税措置の取り消しなど厳しいペナルティがある。イギリスでは目標達成できない企業は排出権を買って差を埋めることになる。いまのところ、削減達成は間違いないと見られているが、ある企業、業界が達成できない場合は、経済界全体で協力して達成するだろうと担当者（ドイツ）は見ているし、「イギリスの企業は名声を重んじるだろう」（チェイター下院議員）というように、温暖化問題を軽視する企業経営は許されないという国民世論の厳しさがあるようである。

EUではかつて、自動車の1kmあたりCO₂排出量の削減を定めた協定を、欧州・日本・

韓国の各自動車工業会と結んだにもかかわらず、守られなかった経験から、ペナルティなど守らせる措置のない協定には批判的である。自動車については昨年 12 月に協定にかえ、削減目標の強化をうちだしつつ、遵守させる保障のある規制措置を打ち出している。

6) 環境税

ドイツでエコ（環境）税制を導入したのは、温室効果ガスという「外部コスト」を内部化するため。税収は 2005 年度で 180 億ユーロ（2 兆 8800 億円）である。全体として税制中立でおこない、雇用者、被雇用者の社会保険料を引き下げたので、産業側と国民の負担は変わらなかった。税収の 10%は、交通の改善、コージェネ（電気・熱併給システム）など環境対策に使用された。これで、連邦政府収入が上がっている。エコ税制改革によって、CO2 削減、エネルギー使用削減に 2~3%分の効果があったほか、2003 年までに 25 万人の新規雇用があったとしている。またこれによって、化石燃料の消費がドイツ連邦共和国成立以来、初めて減り、公共交通の利用者も共和国史上初めて増え、「効果は全体として肯定的」（環境省シュレーゲルミルヒ氏）と評価している。エコ税制改革とともに、つぎのような措置をとった。

- ① 産業競争力を保持すること。企業は社会保険料の低下で利益になる。年間 10 億ユーロが優遇されている。
- ② 環境面での優遇。近郊交通での公共交通の優遇、コージェネ、再生可能エネルギーへの支出。
- ③ 夜間の電力使用への優遇。

GDP への影響はほぼゼロ。産業部門では、10 億ユーロの負担軽減がされ、16 企業への聞き取り調査を実施したところ、利益を確保していた。企業に対する優遇措置では反対も根強くある。

一方、家計に対しては、低所得者に若干負担が多い結果になった。家計への影響については、石油価格高騰との関係で、次のような措置をとっている。

- ① 夜間の電気使用に対する優遇の拡大。
- ② 化石燃料から変更する場合の助成措置。
- ③ 冬の低所得者への暖房助成。

全体として失業者を減らすことが、低所得者のためになっている。

イギリスでは、2001 年に気候変動税が導入され、エネルギーの支払いに 10%上乗せするものになった。エネルギー集約産業は、この税金が否定的影響が及ばないように、気候変動協定を結んだ。この合意によってエネルギー集約産業は 80%までの減税を得られる。今の合意は 01 年から 13 年までのものだが、政府はこれを 17 年まで延長することを決めた。

環境・食糧・農村地域省によれば、気候変動協定に対して反対しているステークホルダ

一（利害共有者）は存在せず、EU 外の他の国が同じような協定をもって税が割り引かれることがないようにすることが主な関心事だったそうである。

なお、ドイツもイギリスも、エネルギー課税の「割り増し」的税制である。

7) 排出量取引

欧州排出量取引制度（EU-ETS）は、発電所、石油精製、製鉄、石油化学などを対象に、約 11500 施設、EU 内の CO₂ の 49% をカバーしている。EU は、2020 年に 20% 削減を目標に掲げ、その半分は排出量取引でまかない、政府の収益の 20% を再生可能エネルギーの活用・改善などに使用するとしている。まだ試行期の不十分さがあることは自覚しており、始めながら教訓に学び、費用対効果の高い排出量取引への改善に努めている。「炭素に価格をつけることで意識を変える」（欧州委員会環境総局）としていたことも注目された。

もちろん、気候変動対策という新たな分野でのとりくみであり、排出量取引をはじめさまざまな分野で、各国政府、産業界の率直な模索と葛藤、試行錯誤の姿を垣間見る場面もあった。

EU は、現在の排出量取引のシステムから別のものに変えようとしている。第 1 局面（2005～07 年）と第 2 局面（08～12 年）では、各国の積み上げ方式で、自分たちに割り当てられた排出量はこれで OK だとし、それに追加的な排出取引でやるシステムになっている。2013 年から 20 年までの第 3 局面では、EU 全域を対象に上から下りてくるトップダウンのやり方をとる。その結果、20% 排出削減目標のうち、3 分の 2 を排出量取引でやる。他の温室効果ガスも含み最も正確なデータがある 05 年比で 2020 年までに排出枠の総量を 21% 減（90 年比で 30% 削減）し、しかも毎年 1.74% ずつ直線的に削減することをめざしている。

第 3 局面では、各企業への CO₂ 排出枠の無償割当制を見直して、排出する CO₂ をオークション（入札・買取）するやり方を導入する。これによって、「より明確な炭素価格のシグナルを示すことを期す。これによる外部価格の内部化で、消費・生産のパターンの改善に役に立つ」としている。

まず電力業界を全面的にオークション化することになっているが、このことに関連して、ドイツ外務省の国際炭素行動パートナーシップ・プロジェクト（ICAP）担当者は、「これまで電力セクターで起きたことは排出枠の割り当てをただで得て、そのコストを消費者に回して超過利潤を得たこと。電力業界には途上国との国際競争がない。最低限それによって得た利益を環境に回すべき」と厳しい見方を示していた。

日本で「排出量取引は削減効果がない」とか、「投機的に価格が変動する」という批判があるのにたいして、「たしかに第一局面では、排出権割り当てのキャップが緩すぎたので、買い手が少なく、価格が 1 ユーロまで急落した。その経験を踏まえて、第二局面、第三局面の制度改善が行われている。改善されたものにはたいする批判でないと意味がない」（ドイ

ツ環境省、ロンドン排出権取引所) という指摘があった。経験を踏まえて、「学ぶべき教訓は、炭素市場には強力で固いキャップが必要ということ」(ドイツ外務省 ICAP 担当者) が共通認識になっている。また投機にたいする懸念については、「EU の排出量取引制度は透明なシステムである。毎年 5 月 15 日に各国は独自に査察されたデータを公表する。欧州全体で公開され、誰もが見ることができる。05~07 年のデータを蓄積された。これが価格を安定させ、激変を避ける要素の一つになっている」(ドイツ環境省) という説明がされた。

イギリスでは、公的協定に参加する企業は排出量取引を免除する措置をとっている。他方、排出量取引と公的協定は競合する面があるという指摘もあった(ドイツの産業技術省)。

8) 企業が規制の緩い国へ逃げ出す懸念について

イギリスでは、「逃げ出す産業は少ない」という説明で、出て行かないことに「気候変動協定による減税が影響したとは思えない」という見解だった。

EU では、排出量取引のなかで、途上国とのクリーン開発メカニズム(CDM) や非途上国との共同実施(JI)をつうじて得られるクレジット(排出権)を使うことに制限を設ける。制限がないならその排出権の価格が低くなり、投資が EU の域外にいつてしまう。それは、EU のなかではクリーンな技術に対する投資が行われなくなることを意味する。「伝統的に EU は、域内で努力が行われなければならないといってきた。この立場に立って、本当の削減が EU 内で行われなければならない」(スリンゲンベルク課長) とのべた。

この問題は、「炭素リーケージ(炭素の漏れ)問題」として EU 内でも論議になっている。温暖化対策に取り組まない国との競争のために、EU が何らかの措置を検討しているのかという問いにたいして、「世界的レベルでそういう歪曲があるかどうかをみて、もしそういうことがあるなら、EU の中で一定の措置をとることになる」とし、その場合「引き続き無料で、オークションなしで排出量取引の割当量を与えとか、国境で一定の平等化措置を行うという議論がある」と説明。この点については「研究の期間が必要だ」とのべた。

9) 自然エネルギー(再生可能エネルギー)

ドイツでは、原発政策をやめ、風力・太陽光・バイオマスなどの再生可能エネルギーの活用を知恵と力をいれている。再生可能エネルギーは、12%を占め、21.4 万人の雇用の確保と年間 1 億トンの CO₂ 削減効果をあげ、年間 230 億ユーロの売り上げをあげている。ドイツでは、電力分野で再生可能エネルギー利用をさらに促進するため法改正するほか、再生可能エネルギー暖房法の新規立法によって、新築建物に熱供給の一部を再生可能エネルギーでおこなうことを義務づけるなど、改革をさらに前進させようとしている。

ミュンヘン周辺のザウアーラッハ市(人口 7000 人)では、森林に囲まれた特性を生かして木質バイオエネルギーを活用した地域暖房と発電事業を一体でおこなっており(電気・熱併給システム)、350カ所に供給し、CO₂排出量を 20%削減させた。連邦・州の補助で、参加者が共同出資して管理運営をおこなっており、採算がとれるところまできている

とのことであった。ちなみに日本からの視察は、われわれが初めてで大歓迎された。

同市を含むバイエルン州の農林省の担当者は、同州は1990～2007年までに1億8000万ユーロ（約292億円）を研究や木質バイオマス暖房補助に拠出。現在は州内のバイオガス施設が1,350カ所にのぼる。バイオ燃料や木材チップなどの活用で、「30年来衰退してきた農林業に希望が持てるようになった」と熱く語っていた。再生可能エネルギーの利用促進による地域振興の具体例として、大事な経験である。

なお日本の国会で、“ドイツでは再生可能エネルギーによる電力の固定買取制度で、電力料金が急激に値上がりし、国民負担で悲鳴があがりそうだ”などという答弁があることについて、ドイツでは「電気料金が値上がりするというキャンペーンがあったが、世論の反応は異なった。電力のユーザーは、『顧客としては値上げに反対だが、市民としては賛成だ』という反応だった」という回答があったことは興味深かった。再生可能エネルギー法の目標のとおり、発電にシフトする再生可能エネルギー源の率が20%（現在は13%）になったとしても、消費電力1キロワット時当たりの負担は0.1セント（0.16円）であり、「3人家族が1カ月で1ユーロ（約160円）の負担増だ」と、前の環境大臣が書いていたそうである（今泉みね子氏）。

10) 原発の位置づけ

ドイツが社民政権以来掲げてきた脱原発の方針について、社民党とキリスト教民主党・社会同盟の大連立のもとでは、従前の方針をそのまま維持することになっている。環境・自然保護・原子力安全省からの聞き取りで、脱原発の方針が転換される可能性について質問したが、担当者は、①最新型でも事故があり放射線などで安全性の確保が十分にできない、②原発の原料であるウランの埋蔵量に限りがある、ドイツが安く入手できる保障がない——という2つの面から、「原発は確実なエネルギーではない」と指摘。「政府は原発での将来のエネルギー供給には否定的で、再生可能エネルギーの推進と石油エネルギーの効率化に将来がかかっており、原発の廃棄の延長は否定されている」、「核拡散の問題もあり、ドイツは根本的な転換はないだろう」とのべた。また雇用面でも、「再生可能エネルギーでは雇用ブームが起きたが、原発ではこうした雇用の広がりが望めない。将来的な成長分野とは見込めない」と指摘していた。

「EUにはさまざまな意見があるが、賛成、反対で決まることではなく、各国に任されている。ドイツ、オーストリアは原発を根本的に拒否しており、フランス、イギリスは大きく依存している」と説明した。

日本では「イギリスが、原発推進に政策を転換した」という話が語られているが、イギリスが昨年発表したエネルギー白書によれば、将来のエネルギー源別供給の状況として、原発からの供給がいまより増えないことを示している。また「イギリス政府は、原子力を重視するというシグナルを出したが、政府の思うとおりに進むかはわからない。市場に任せるとするのがこの国のやり方だから」という慎重な見方もあった。

11) 炭素回収・貯留技術

発電のエネルギー源として石炭に今後も依存する予定であるイギリスやドイツでは、排出されるCO₂を回収・貯留することで、大気中への放出を防ごうとしている。イギリスでは2014年にモデル施設が稼動する予定になっている。

ドイツ連邦議会では左翼党が、この回収・貯留技術の有効性について疑問を持ち、その推進に反対している。日本共産党も、国会審議で疑問があることを指摘している。

12) 自動車交通の削減や、エネルギー消費を減らすまちづくり

環境にやさしい町、「環境首都」として知られるフライブルクの交通政策は教訓的であった。古い町でも路面電車を復活させ、市民合意で公共交通網を整備しており、路面電車・地域交通（列車）、バスを正確に接続させていることを実体験した。「国家自転車計画」を持つドイツで、同市でも、ゆとりある自転車道・駐輪場が整備されている。また、自動車や自転車シェアリング、新興住宅街＝ボーバン地区（4700人が居住）の「カーフリー」（車のない街）・駐車場整備・エコ住宅のとりくみで、「車のない、子供たちが安心して住居の外で遊べる持続可能な街づくりによって、生活の質が向上した」という話も印象深かった。人口が年1%増加する同市では、新しい住宅団地は、路面電車の路線を整備してからつくるという。中心部に来る人は全体として、徒歩 23%、自転車 27%、公共輸送 18%、自動車 32%で、自動車利用が非常に抑制されている。

イギリスの首都ロンドンの「混雑料金（混雑税）」制による自動車規制は、対象面積が38平方^キ。（大阪環状線の内側面積は約30平方^キ）と相当な広範囲に及んでいる。幹線道路は除外されており、そこでは依然混雑はあるが、全体的には、自動車乗り入れ規制の対策として、バス・自転車専用レーンが拡充され、地下鉄も新車が大量に導入され運転間隔も短縮されている。

またイギリスでは、この4月1日から炭素排出削減目標という制度を設けて、家庭部門からのCO₂排出を減らすことをめざしている。従来も似た制度があったが、削減の目標を倍にした。これは電気、ガスの会社がCO₂削減目標に到達する必要があるため、家など建物に断熱材を導入するとしたり、洗濯機など省エネ型電化製品を購入した場合に補助金を出すことで達成しようとするものである。その取り組みが、カーボン節約のポイントとして加算される。エネルギー供給側も排出権を受け取れる。

13) 軍事と温室効果ガスの排出

EUの回答文書によれば、現在の排出量計算ルールに従えば、国内での活動、また第三国における基地内での活動（すなわち平和時の活動）で軍隊が排出するガスは、各国の温室効果ガス・インベントリー（排出・吸収目録）に含まれているようである。

国際航空と海上交通は現在まで、京都議定書のもとで排出制限の対象とされていないが、これらの分野の排出が対象となる場合には、軍事活動に起因するこれらの分野での排出も含まれるべきであるかどうか、議論する必要がでてくる。

連邦議会の環境・自然保護・原子力安全委員会の副委員長であるブリングシュレーター議員の話によれば、ベルリン選出の左翼党議員で、この問題を議会で取り上げている議員がいるそうである。

14) アメリカの今後の動きなどについての見方

ドイツの環境・自然保護・原子力安全省は、「バリ行動計画で 2013 年以後について米国も含めた合意ができたことが大きい」と評価しつつ、今年の米大統領選挙後の新政権が、いっそう国際的枠組に統合されるかどうかについては、慎重に見ている。

イギリスの環境・食糧・農村地域省では、「新しい米国政権がより積極的になる可能性はある」とのべ、イギリスとして「米国内の排出量取引などの取り組みを活性化させようと考えている」と説明。排出量取引の世界的統一については、「よい見通しを持っている」として、ヨーロッパは、新たな EU 排出量取引制度 (ETS) を提案しており、それに対する他国からの関心も高まり、日本の関心も高まり、企業もクレジットを売るようになっていとのべ、次の段階では市場がより幅広く、より深いものになっていくという見通しを紹介した。とくにクリーン開発メカニズムも今のような相殺の措置からクレジットの市場にしていこうというのが次の段階であると指摘した。

EUの環境総局は、「おそらく米国は交渉のテーブルにもどるだろう」とのべ、さらに世界的な炭素市場の拡大が「アメリカであれ途上国であれ、EU であれ、日本であれ、つなぎとめる糊のようなもの」だと説明。EU の理想的なシナリオでは、EU 以外のバイヤー（買い手）があることがのぞましい。日本もその一つになるし米国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダその他先進諸国も買い手となるとして「国際交渉ではこれが論議のポイントの一つ」となると強調した。

ドイツ外務省で懇談した国際炭素行動パートナーシップ・プロジェクト (ICAP) のマネージャーであるベルクフェルダー博士によれば、ICAP は排出量取引をしているか、導入しようとする国をいっしょにするために、様々な制度設計を検討し、将来の枠組みの準備を進めている。実際に、ニュージーランド、ノルウェー、ニューヨーク、カリフォルニア、ニュージャージーという国、地域をむすびつける働きかけを熱心にすすめている。

なお EU は、EU-ETS とリンクする相手に関して、「絶対量での上限を設けた義務的な排出量取引制度」であることという明確な条件を付している (EU-ETS 改正指令案)。

15) 日本に対する期待

ドイツの環境・自然保護・原子力安全省からは、「G 8 議長国として、日本の役割が大きい。京都議定書の枠組内での最大限の努力を期待したい。途上国への対応でも期待してい

る。新興国の参加を得るチャンスではあるが、米国型のプロセスには懸念もある。国連の枠組みでは先進国と途上国の間に引き続き違いがあるので、日本にG8で積極的な役割を期待する」との声があがるとともに、「中期目標の設定は、長期目標を達成するために大事で、先進国は全産業の総量目標を決めることが大事である。そのもとでセクター別の効率がある」と、中期目標を設定しないままでのセクター別積み上げ方式への意見も出された。

イギリスの環境・食糧・農村地域省も、「イギリスの経験は、公的協定など温暖化防止の国内対策が実行可能なことを示している」と、日本など他国のとりくみの強化への希望をのべた。欧州委員会環境総局からは、「とりわけ日本が、拘束力ある排出削減の枠組み導入、温室効果ガスの25～40%削減をめざす中期目標の設定、排出量取引市場への参加をすすめ、温暖化防止で指導性を発揮してほしい」と期待が表明された。

日本政府に関連して、途上国が今以上のことをするように支援しなければならず、技術をどう移転させるかが重要だという指摘があった。「CO₂の排出量の多い産業を途上国に移転させるだけではだめだ。道義的立場、環境面でもプラスにならないから」である。とくに日本が経済的につながりの深い中国との関係で、日本に注目しているという声もあった。「EUは、炭素市場をグローバルにして金融と技術を途上国に移転することを考えている。これが国際的文脈である」という指摘もあった。

EU環境総局では、「興味深いのは、日本で、排出量取引に関心が集まっていることだ。排出量取引に支持が高まり、福田首相の関心も高まり、みんなも有益な役割を果たしている。我々の経験を共有してもらうことに意味がある」と強調した。

EUでは、世界的なセクター別の対応の仕方で各産業からイニシアティブを発揮する動きがあり、「セクター別対応も国際的協定の一部になりうる」とのべていた点は、注目すべきである。しかし、「もし国際的協定がないまま、協定の枠外でセクター別の対応が行われる場合、国際的にみて競争力がどうなるのか検討してみる必要がある」という指摘があった。

16) 長期的な削減にむけての考え方

イギリスで、炭素デモクラシー（人類一人当たりの排出量を平等にすべきだという考え）について質問してみた。

チェイター下院議員によれば、「カーボン・デモクラシー」という考え方は、シンクタンクである「グローバル・コモンズ研究所（GCI）」が提唱した考え方であり、CO₂の排出権は人権であり、世界のすべての人が平等に保障されるべきだという考え方であり、「人為的なコンセプトではあるが、原則的な問題をふくんでいる」という。

EU環境総局の説明によれば、EU内で削減目標の割り当てを決める場合には、単純に一人あたり幾らの頭割りではなく、潜在的成長力や一人当たりGDPの額などを組み合わせて決めている。将来の世界的な削減の枠組や「衡平性」については、日本の審議会などでも議論のあるところでもあり、国民的な理解を追求する必要がある。